

学生各位

総合安全衛生管理機構

新型コロナウイルス感染症に関連する出席停止（公欠）の取り扱いについて

令和5年5月8日より、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が5類感染症に移行することから、以下のように取り扱うこととします。なお、患者への接触があった場合も、自身に症状がなければ出席は可能です。その場合、健康観察とマスクの着用を励行してください。

今後も、発熱した場合には、まずは自宅療養し、抗原検査キットでの自己検査を行うか、医療機関へ受診するようお願いいたします。

【出席停止期間】

新型コロナウイルス感染症を発症した日から5日間かつ症状軽快から1日を経過するまでを出席停止とする。出席可能となった後も、発症後10日間はキャンパスの建物内/人と距離が近くなる場面ではマスクの着用を励行する。

0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日
発症	受診	陽性判明		症状軽快		出席可能



【り患を証明する書類】

新型コロナウイルス感染症のり患を証明するもの：

下記①②いずれかの書類

- ①自己検査で陽性の場合：検査キットの結果の写真（学生証と時計など日時がわかるものを同一画面に映り込ませる）
- ②医療機関を受診した場合：医療機関等で実施された抗原検査/PCR検査の結果がわかる書類もしくは診療報酬明細書（SARS-CoV-2抗原検査/PCR検査を受けたことがわかるもの）

※なお、季節性インフルエンザについても自己検査をした場合は、上記①をり患を証明する書類として提出が可能。

【本件に関するお問い合わせ先】

総合安全衛生管理機構ナース室

Email info-hsc@office.chiba-u.jp

電話 043-290-2214（ナース室）